

第1回 相生市自治基本条例市民検討委員会（議事録概要）

1 市長挨拶

今回は、相生市自治基本条例の策定に向けての市民検討会議に参画いただくことについてご承諾いただき、誠にありがとうございます。

この自治基本条例は、平成13年4月に北海道ニセコ町で制定された「まちづくり基本条例」が最初であるといわれておりまして、現在では、全国で約200の自治体で、県下でも7市が策定しております。

自治基本条例は、「まちの憲法」と呼ばれるように自治体条例の中でも最高法規性を有しているものですが、いわゆる国・県等が定めたモデル条例が存在しないため、市民の皆さんの意見をお聞きしながら、手探り作業で、市制70周年となる平成24年10月制定に向けて、皆さま方と一緒に策定していこうとするものです。

また、この市民検討会議のアドバイザーには、自治基本条例策定について、豊かな知識と経験をお持ちの同志社大学大学院教授の新川先生をお招きし、次回以降、ご指導をいただくこととなっております。

これから、長期間に渡り、策定業務に関わっていただくこととなりますが、平成23年度からの第5次相生市総合計画における『いのち輝き 絆でつなぐ あいのまち』の実現に向けても必要不可欠な条例でありますので、個性あふれる相生市自治基本条例の策定に向けて、よろしくお願いをいたします。

2 委嘱状交付

3 委員紹介（別紙名簿順）

4 事務局紹介

5 「相生市自治基本条例」の策定に向けて

資料により事務局説明

6 今後のスケジュールについて

今回を含めて、月1回のペースで合計10回を開催予定です。

来年の3月末までに、条例案を取りまとめる予定です。

この市民検討会議と並行して、庁内課長級からなる庁内検討会議も立ち上げており、協議をしていきます。なお、必要に応じて、合同開催もあります。

市民委員の中から、第3回目の会議以降で、委員長、副委員長を互選により選任していただく予定です。

分科会等の進め方については、未定ですが、今後、新川教授と相談しながら検討し

ていきます。

委員の謝礼につきましては、交通費相当額を市民検討会議の最終にお渡しする予定です。

7 質疑応答

【委員】 相生市には、市民参加条例があるが、市民参加条例よりも自治基本条例を策定する必要があったのではないか。

【事務局】 相生市民参加条例は、市長の特命により、平成15年度に市民による策定委員会を設置し、平成16年度に施行したもので、施行により、パブリックコメントの実施、各種委員の公募、委員への女性の登用(30%以上)、五職以上の兼職の禁止、会議公開の原則などの改革を行ってきましたが、その後の地方公共団体を取り巻く環境の変化により、新たな行政需要に対応するためには、十分ではないため、策定をしていこうとするものです。

【委員】 市民参加条例は、全て自治基本条例にとり込んでいくということか。

【事務局】 現在の市民参加条例は、自治基本条例に包括されると思われますが、それぞれの団体において、位置付けが相違しますので、その点も含めて、策定していくこととなります。

【委員】 自治基本条例というものがあるということについて、初めて聞いたのであるが、市民意識としてもほとんどの人が知らないと思われる。市において、市民意識についての調査結果はあるのか。また、広報紙などで積極的にPRをしていく必要があるのではないか。

【事務局】 市民意識の調査は行っておりませんので、状況についてわかりませんが、ほとんどの市民の方が認識されていないと考えております。市民意識醸成の必要性は感じており、今後、広報紙などを含めて、PRを検討していきます。

【委員】 広報紙でPRしても、見てない方が多いと思われるので、より効果的で有効な方法を検討していただきたい。

【委員】 事業仕分けなどのようなより密着した内容であれば理解しやすいと思います。

【事務局】　今回は、個々の事業を判断していただくのではなく、市民の皆さんの意見を反映し、より分かりやすい条例を策定するものでありますので、そういった観点から積極的な意見をお願いします。

【委員】　委員の意識レベルを合わせ上げていく必要があるので、そういう観点から、委員も考えないといけないし、会議の進め方についてもお願いしたい。

【事務局】　今回は、委員の委嘱と初顔合わせが趣旨であるので、次回については、新川先生をお招きして、進めていくこととしております。

【委員】　自治基本条例というからには、自治会組織がより中心となって考えていく必要があるのではないか。

【委員】　会議資料であるが、事前に見ておきたいので、少なくとも会議開催日の1週間前までには送付をお願いします。

8 その他

次回の開催予定は、7月下旬を考えておりますが、文書にて希望の時間等も含めて照会をしますので、返信いただきますようお願いいたします。